

豊橋市自然史博物館における カプセルトイ自動販売機設置に係る 市有財産貸付の一般競争入札説明書

この入札に参加するには、事前の申込が必要です。

入札に参加希望の方は、入札説明書をよくお読みになり、

内容を十分確認したうえで、ご参加ください。

【開札執行日】 令和3年9月29日（水） 午前10時

【入札書の提出期限】 令和3年9月28日（火） 必着

【開札会場】 豊橋市自然史博物館

【参加申込受付期間】 令和3年9月8日（水）～令和3年9月10日（金）まで

（注）上記期間のうち、午前8時30分～午後5時15分

【参加申込受付場所】 豊橋市自然史博物館
（豊橋市大岩町字大穴1番地の238 豊橋総合動植物公園内）
電話（0532）41-4747

1. 貸付物件

仕様書のとおり

- (1) 施設名 豊橋市自然史博物館
- (2) 所在地 豊橋市大岩町字大穴 1 番地の 238
- (3) 設置場所 1 階図書コーナー横

2. 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から落札決定までの間、豊橋市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次に掲げる国税、愛知県税及び豊橋市税が未納でないこと。

（国税）

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

（愛知県税）

法人の場合：法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、自動車税種別割

個人の場合：個人事業税及び自動車税種別割

（豊橋市税）

豊橋市市税条例（昭和 25 年条例第 25 条）に規定する市税

豊橋市国民健康保険税条例（昭和 33 年条例第 10 号）に規定する国民健康保険税

3. カプセルトイ自動販売機の設置条件

- (1) 設置事業者の施設使用形態

カプセルトイ自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、豊橋市が設置事業者に対し、市有財産である建物（又は土地）の一部を賃貸する方法により行います。

- (2) 設置機器の仕様

仕様書のとおり

- (3) 貸付期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで

(4) 賃貸料

貸付期間の総額による入札で決定した金額とします。

(5) 必要経費

カプセルトイ自動販売機の設置（日程調整を含む。）及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、電気料についても、設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（個別メーター）を設置し、それによる実費を、豊橋市が指定する期限までに全額納付してください。

(6) 設置機器の仕様等について

設置する機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 新旧 500 円硬貨始め流通する通貨に対応するものであること。

イ 設置にあたり施設の躯体に支障が出ない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 賃貸料ほか設置中に生じる料金を期限までに確実に納付すること。

イ カプセルトイ自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(7) 維持管理

カプセルトイ自動販売機の維持管理は、設置事業者において行ってください。

ア 定期的に点検を行ってください。

イ 故障など利用者からの連絡に対して迅速に対応できる体制を整えておいてください。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を豊橋市に請求することができません。

4. 入札参加申込の受付

(1) 日時

令和 3 年 9 月 8 日（水）～令和 3 年 9 月 10 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 場所

豊橋市自然史博物館（豊橋市大岩町字大穴 1 番地の 238）

(3) 提出書類（各 1 部）

ア 一般競争入札参加申込書（様式第 1）

イ 委任状（様式第 2） ※委任者の印鑑証明書を添付すること。

一般競争入札参加申込者が、豊橋市内にある支店又は営業所等に対して、一般競争入札参加申込書の提出等に関する権限を委任する場合に提出することができる。

ウ 証明書類（発行日から 3 か月以内のもの）

※写し可。申込時に豊橋市の入札参加者資格名簿へ掲載されている場合は省略できる。

<法人の場合>・・・履歴事項全部証明書、役員名簿（氏名かな、氏名漢字、生年月日、性別のわかるもの）

<個人の場合>・・・住民票

- エ 国税及び県税の未納がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）
※写し可。申込時に豊橋市の入札参加者資格名簿へ掲載されている場合は省略できる。

(ア) 国税について

- a 法人・・・法人税、消費税及地方消費税の納税証明書
（様式その3の3 未納のないことの証明）
b 個人・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
（様式その3の2 未納のないことの証明）

(イ) 県税について（愛知県の県税事務所が発行する納税証明書）

- a 法人・・・「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税」、「自動車税種別割」の未納の税額のないこと用
b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税種別割」の未納の税額のないこと用

オ 豊橋市税の納税確認

豊橋市税については、納税証明書を提出する必要はありませんが、一般競争入札参加申込書（様式第1）を提出することで豊橋市が市税の納税状況を確認することに同意するものとします。

(4) 提出方法

提出の書類は、郵送又は持参によるものとします。

※郵便の場合は「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」

※信書便の場合は書留郵便に準ずるもの

（信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同法同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供するもの）

5. 現地確認の日時、質疑回答

令和3年9月2日（木）～令和3年9月7日（火） 午前9時～午後4時

現地確認を希望する方は、担当まで事前に申込をしてください。

賃貸物件についての質問は、令和3年9月7日（火）正午までに豊橋市自然史博物館に質疑書（様式第3）をFAXにより送信し、必ず電話にて到達確認を行ってください。回答は令和3年9月7日（火）午後5時までに豊橋市自然史博物館ホームページ上に掲載します。

6. 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、令和3年9月23日（木）までにFAXにて通知します。

7. 開札執行の場所及び日時

(1) 場所

豊橋市自然史博物館 講堂

(2) 日時

令和3年9月29日（水）午前10時

8. 入札保証金

免除

9. 入札金額

- (1) 入札金額は、3（3）の貸付期間中の貸貸料の総額を記入してください。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

10. 入札

- (1) 同一物件について、1人で2人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。
- (2) 入札は、指定の入札書（様式第4）を使用してください。なお入札書への押印は不要です。
- (3) 提出した入札書は書換え、引換え、又は撤回することはできません。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）で記載してください。
- (5) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号）第39条第1号から第7号に該当する入札
 - イ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
 - ウ 入札書の金額を訂正したもの
 - エ 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - オ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (6) 入札が無効になった者は、再度入札には参加できません。
- (7) 入札は、参加者が1者の場合でも実施します。

11. 開札

- (1) 落札者は予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- (2) 開札後、全参加者あてにFAXにて落札決定通知書または再度入札通知書を送付します。
- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、再度入札（原則として2回を限度とする。）を行います。その際の入札書の提出期限は別途連絡します。

12. 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札日を延期することがあります。

13. 契約の締結

- (1) 落札者と豊橋市が別途、市有財産賃貸借契約（基準様式：様式第5）を締結するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 賃貸借契約は申込人名義で行います。

(4) 賃貸借契約は賃貸期間の満了をもって終了し、更新はありません。

14. 賃貸料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付していただきます。

15. 契約保証金

免除

16. その他

その他定めのない事項は豊橋市契約規則及び入札心得書によることとします。

17. 問い合わせ先

豊橋市自然史博物館

〒441-3147 豊橋市大岩町字大穴1番地の238（豊橋総合動植物公園内）

電話（0532）41-4747

FAX（0532）41-8020